

# 一般社団法人 映像実演権利者合同機構 管理手数料規程

## (目的)

第1条 この規程は、管理委託契約約款第13条第1項に基づき、一般社団法人映像実演権利者合同機構（以下「PRE」という）が受領・徴収した、管理委託契約約款第9条に定める使用料等を分配する際に控除する管理手数料の算出方法を定めることを目的とする。

## (管理手数料の額)

第2条 管理手数料は、以下に定める料率を、PREが受領・徴収した使用料等に乗じて得た額とする。

(1) 管理委託契約約款第4条第1号、第2号、第3号、第4号および第5号に定める対象権利について

：PREが受領・徴収した使用料等の15%

(2) 管理委託契約約款第4条第6号に定める対象権利について

：PREが受領・徴収した使用料等の10%

(3) 管理委託契約約款第4条第8号に定める業務について

：原則としてPREが受領・徴収した使用料の20%とするが、PREは対象権利の性質・利用の態様等を考慮の上、当該料率を増減することができる。

(4) 上記各号に定めのない対象権利・業務に関する管理手数料について

：PREが受領・徴収した使用料の30%を上限としてPRE理事会で決定する。

2 前項の規定にかかわらず、PREの受託業務が著しく煩雑になる等のやむを得ない事情がある場合で、PRE理事会において管理手数料の額の一部または全部を変更することが相当であると決定された場合、PREは、当該分配期における管理手数料の額の一部または全部を、合理的な範囲で変更することができるものとする。なお、本項の規定に基づき、当該分配期における管理手数料の額の変更が決定された場合、PREは委託者に対してその旨を通知するものとする。

(変更)

第3条 この規程の変更は、PRE 理事会において行う。

#### 附 則

この規程は、平成22年8月4日から施行する。

平成23年10月13日 第2条第2項 追加

平成27年4月28日 改定